
プロジェクト	収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目	第 70 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 70 回收益認識専門委員会（2016 年 9 月 15 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

全般的な進め方の検討

論点 1 IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業と日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業で異なる取扱いとすること

2. IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業のニーズと日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業のニーズの両方を可能な限り両方満たす方向で基準開発を行う事務局の提案に同意する。
3. 今回の日本基準の開発の目的を鑑みれば、体系を 2 つに分け、開発する会計基準とは別に、IFRS 第 15 号（英文）をそのまま利用できる方策を検討するという案は適切ではないと考えられる。
4. 我が国には 4 つの会計基準の体系が存在しており、その一つである日本基準における収益認識基準について、さらに複数の体系を設けることは、比較可能性の観点からも望ましいものではないと考えられる。

論点 2 IFRS 第 15 号との整合性の程度

（全般）

5. IFRS 第 15 号を出発点として検討することは、意見募集文書に寄せられた意見でも多くの支持が得られており、連結財務諸表と個別財務諸表を分けずに、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とする事務局の提案は妥当であると考えられる。
6. 収益認識基準は、日本の全ての企業実務に影響するものであるため、まずは我が国として高品質な基準であることの検討が最優先課題であり、その上で、学術上の理

論的課題、実務上の便法の在り方、移行及び運用のコスト(監査コスト含む)の最小化、移行時期等の解決に向けた議論と検討が必要と考えられる。

7. 国際的な整合性を図ることについては、我が国の実務慣行や諸制度との関連や、日本企業の国際化の多様な実態を踏まえて、日本の実務の全体最適の観点で、重要な取引については最低限、漸次移行すべきものは何かという点にも常に配慮しながら、検討を進めていくことが考えられる。
8. IFRS 第 15 号を出発点とした会計基準を適用することについて、比較可能性が向上すること以外のベネフィットの議論が十分でないと考えられ、IFRS を任意適用している企業等も含めて、IFRS 第 15 号を適用することのベネフィットについて議論する必要があるのではないか。
9. 日本基準の開発にあたっては、作成者や利用者のコスト・ベネフィットを比較考量して検討するとともに、我が国の資本市場に対する信頼性という観点も念頭において検討すべきではないか。

(便法の設定について)

10. これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、財務諸表間の比較可能性を損なわせない範囲で便法を設ける事務局の提案に同意する。
11. 開発する日本基準には、まず IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れたうえで、便法を追加で設ける必要があるかどうか検討することになると考えられるが、その際、便法は選択肢として設けて、IFRS 第 15 号の定め又は便法のいずれを適用しても基準に準拠しているという整理が必要ではないか。
12. 便法を設ける場合には、企業による恣意的な選択が行われないように、その位置付けを慎重に検討する必要があるのではないか。
13. IFRS 第 15 号の基本的な原則は重大な支障がない限り取り入れ、やむを得ない場合の便法の設定については、コスト・ベネフィットを考慮して検討することが、比較可能性の観点から必要なのではないか。
14. 開発する日本基準に我が国の実務を取り込む場合には、IFRS を任意適用している企業にとって、開発する会計基準のメリットがなくなると考えられるため、重要性の定めや設例を示すことにより、企業が IFRS 第 15 号の会計処理を導入できるように支援したうえで、やむを得ないものについて便法を設けることがよいのではないか。
15. 便法を設けるにあたっては、特定の業種における取引を対象とするのではなく、重

要性や期間に基づいた一般的な観点に基づく便法により、会計方針の選択の数を減らすようなことがよいのではないか。

16. 開発する日本基準の適用に新たなコストがかかる場合や、税務との不整合が生じる場合には、重要性について、結果として連単分離でないと対応できないケースが生じると考えられる。
17. 追加の便法を設けるのではなく、IFRS 第 15 号に対する修正及び削除を行うことは慎重に検討すべきではないか。
18. 便法を設けるべきかどうかの議論にあたっては、開発する日本基準は、なるべく IFRS 第 15 号に近いものとするのか、我が国における実務を生かすものとするのかといった方針について合意が必要だと考えられるが、IFRS 第 15 号に近いものとする方向性でよいのではないか。
19. IFRS 第 15 号と現行の日本基準における収益認識モデルの結果は大きく変わらず、また我が国においては合理的な実務が形成されているため、IFRS 第 15 号を基本としつつ、我が国における合理的な実務を、便法という位置づけではなく、開発する日本基準において容認するとして取り込む方法も考えられる。

(財務諸表間の比較可能性について)

20. 利用者にとっては、同一業種内での比較可能性が優先されるべきであり、同一業界内での会計処理が整合的であることが重要であると考えられる。
21. 財務諸表間の比較可能性を損わない範囲の程度について合意を図り、今後の論点を整理するのがよいのではないか。
22. 国際的に活動している大企業と国内で活動している企業があることを考えると、比較可能性の範囲を限定的にとらえることがよいのではないか。

論点 3 IFRS 第 15 号における理論面の問題提起への対応

23. IFRS 第 15 号における理論面の問題提起については、現時点では方向性を出さず、意見募集文書で識別した論点を一通り議論した後に検討する事務局の提案に同意する。
24. 理論面の課題については、基本的な我が国の考え方として重要であり、エンドースメントの議論とも関連することから、慎重に検討すべきであると考えられる。
25. 工事契約については、現行の日本基準による結果は IFRS 第 15 号による結果と大き

く異なるものではないと考えられ、適用する際の考え方を補足することが必要になるのではないか。

26. 原価回収基準については、日本とは異なる欧米との契約実務が背景となって定められていると考えられるが、仮に会計処理を変えるのであれば、企業の納得感を醸成するような考え方の整理やガイダンスの作成が必要であると考えられる。

論点 4 開発する日本基準の表現

27. 開発される日本基準は、経理財務部門のみならず、広範な関係者が利用するものであり、我が国のすべての企業実務者と会計監査人に負荷なく受け入れられる分かりやすいものであるべきであり、用語や文言について最善の検討が必要であると考えられる。
28. IFRS 第 15 号の用語であっても、これまで日本基準で用いた用語であっても、会計用語に必ずしも精通していない関係者は多く、これまで日本基準で用いた用語に拘りすぎることなく、理解しやすい表現とすべきではないか。
29. IFRS 第 15 号における基本となる用語については、用語の定義を行った上で、基本的に表現を変えないこととしないと、開発する日本基準が IFRS 第 15 号の考え方とは異なるものとなると考えられる。

論点 5 ガイダンス及び設例の追加

30. ガイダンスを我が国に特有な取引等に限定するという事務局の提案に同意する。
31. ガイダンスを追加する場合には、IFRS 第 15 号と異なる結果とならないように慎重に対応する必要があると考えられる。
32. 設例を追加する場合には、前提条件を明確にする必要があると考えられる。

論点 6 会計基準の開発スケジュール

33. 実務への影響を検討するためにも、公開草案を公表する事務局の提案に同意する。
34. 公開草案を公表するにあたっては、公開草案公表後の審議や企業の準備期間を考慮すると、2017 年 3 月頃に公開草案を公表することを目標とすべきではないか。
35. 開発する日本基準が我が国の企業に与える影響の大きさを考えると、公開草案に先

立ち論点整理や検討状況の整理を公表することも考えられるが、2019 年 3 月期から早期適用を可能とするという目標を考えると、公開草案とする事務局の提案は理解できる。仮に公開草案を公表するとしても、十分な意見聴取を行うことが必要と考えられる。

- 36. スケジュールを考慮すると、現時点では事務局の提案で進めることは理解できるが、拙速な議論は避け、慎重に検討を進めるべきであると考えられる。拙速に検討を進めた結果、再公開草案が必要な状況にならないようにすることが重要であると考えられる。
- 37. 専門委員会で議論は行ったものの、公開草案で取り上げなかった考え方については、公開草案において質問を設定して意見を受けることがよいのではないかと。

論点 7 今後の具体的な進め方

- 38. 今後、会計基準の範囲及び基礎となる用語の定義の検討を行い、全般的な進め方に基づき、個別論点について方向性を決定していく事務局の提案に同意する。
- 39. 個別論点に関する議論が会計基準全体にどのような影響があるのかを考慮しないと、便法や設例を設ける必要性を議論することが難しいため、今後は、ステップ 1 からステップ 5 までの全体が一定程度把握できるような資料を参照しながら議論することがよいのではないかと。

以 上